

# 復 命 書

出張年月日	平成21年7月2日	出張地	熱海市役所
用 件	による赤井谷における残土処分について		

熱海市赤井谷における残土処分について、土土採取の申請者である( )と行為者である( )に計画の聴取を行った。

出席者：( )

熱海市役所 まちづくり課 ( )

熱海土木事務所 都市計画課 ( )

熱海市まちづくり課 ( )：

土採取条例で申請のあった範囲と実際が異なっている。変更の書類を提出するように。再度確認するが、形質変更面積が1haを超えると林地開発になること承知しているか。

( )：

( )には1haを超えると林地開発になることを話しており、土採取の申請面積(0.94ha)以内で作業するよう指示している。

( )：

伐採届については知らなかった。

残土処理については、地元説明会を開き苦情等ひとつお聞きしたあと、それらに対する対策を示しており、最終的には了解を得られそうだ。盛土下にはコルゲート管を埋設する。土砂が下流域に流出しないよう対策を講ずる。

( )：

この程度の残土受入れでは利益がほとんど無く、いずれは1haを超えて行いたい。そうなれば林地開発の申請を行うが、以前から話をしているように下流河川に1/1の流下能力が無く、河川改修が必要となるため、そこまでの金を出せない。開発のために1/1が満たせなくなるのであれば河川改修もやむをえないと思うが、現状で1/1を満たせないものをなげうちがやらなければならないのか。県ではいずれ改

修する計画があるのか。折半でということも検討できないか。

熱海土木事務所都市計画課 [REDACTED] :

河川内に不法に設置されている管については所有者を調べ、撤去のお願いをしている。河川改修については開発行為者をお願いすると言えない。

東部農林事務所 [REDACTED] :

本来なら市の担当(産業振興課)が指導するところであるが、過去の違法開発箇所をまた無届で行っている。工事を中止するとともに、早急に伐採届、小規模林地開発の手続きを行うこと。細かい指導については産業振興課に聞いてほしい。

[REDACTED] :

打ち合わせの帰りに産業振興課へ寄って提出書類の様式をもらう。

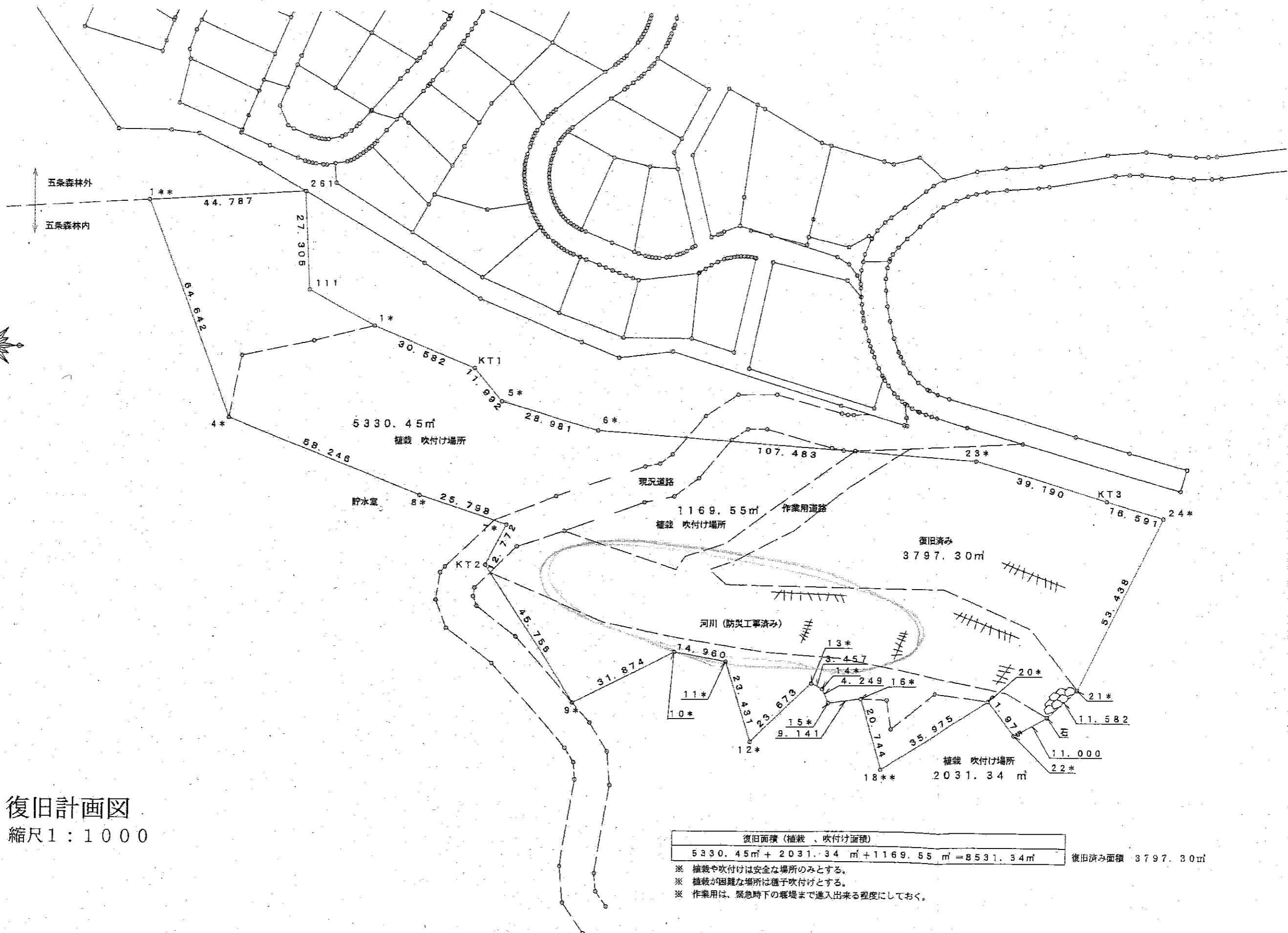
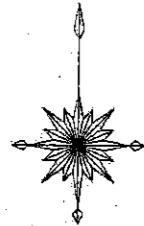
上記のとおり復命します 平成21年7月2日

東部農林事務所長 様

職 氏名

[REDACTED]

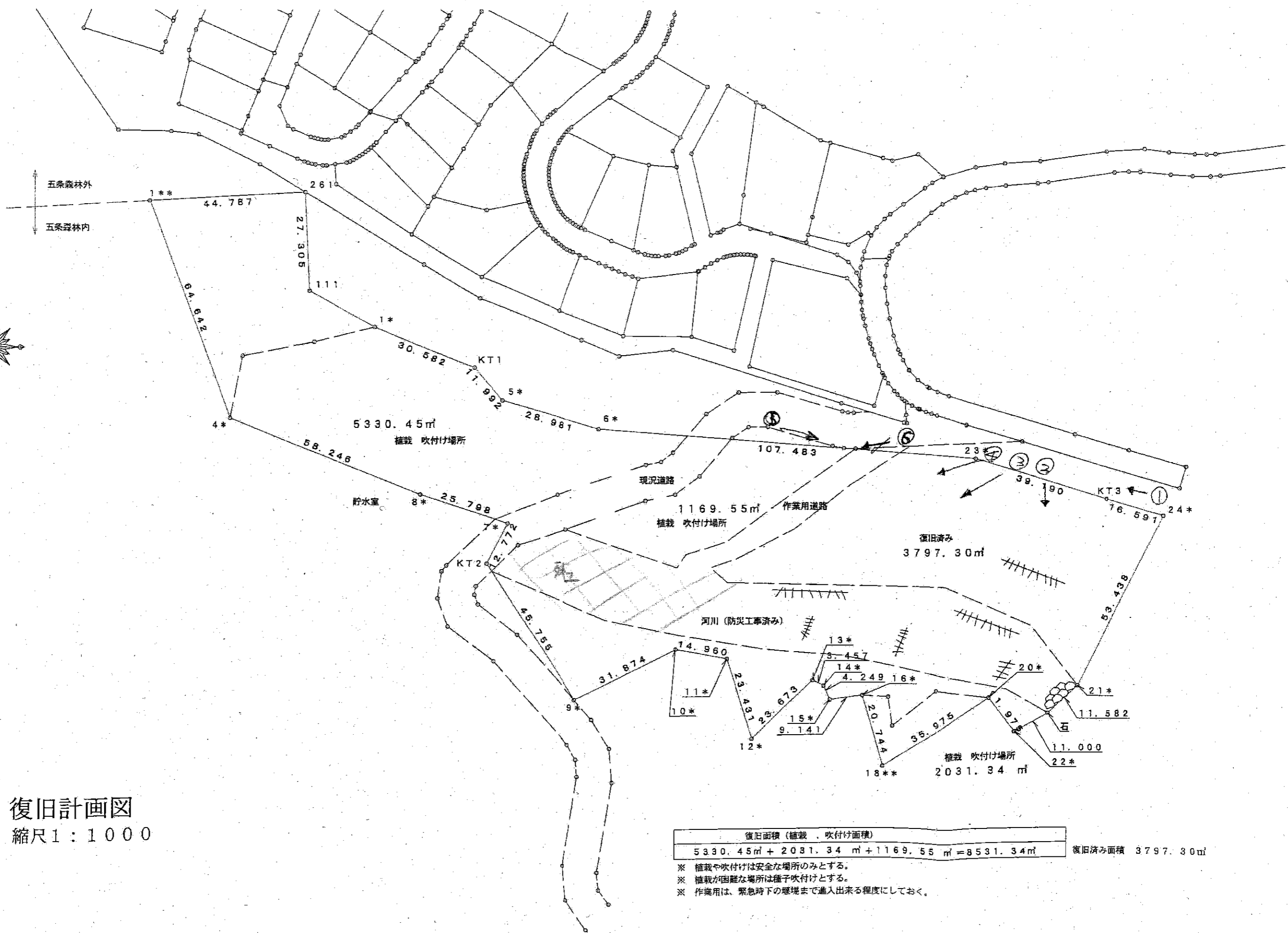
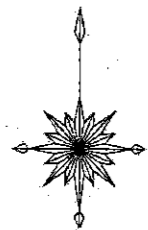




復旧計画図  
縮尺1:1000

復旧面積 (植栽、吹付け面積)	
5330.45m <sup>2</sup> + 2031.34m <sup>2</sup> + 1169.55m <sup>2</sup>	= 8531.34m <sup>2</sup>
復旧済み面積	3797.30m <sup>2</sup>

- ※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
- ※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
- ※ 作業用は、緊急時下の堰堤まで進入出来る程度にしておく。



復旧計画図  
縮尺1:1000

復旧面積 (植栽、吹付け面積)	
$5,330.45 \text{ m}^2 + 2,031.34 \text{ m}^2 + 1,169.55 \text{ m}^2$	$= 8,531.34 \text{ m}^2$
復旧済み面積	3,797.30 m <sup>2</sup>

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。  
 ※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。  
 ※ 作業用は、緊急時下の環境まで進入出来る程度にしておく。